







(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 3% の発生確率である。

(その他)

上天草市及び周辺に起こった過去の災害

昭和 47 年：天草大水害

一時間の降雨量が 130mm、総雨量が 526 ミリにも達するという豪雨である。(但し、当時は観測設備が今日と比べ、劣っていたため、正確な観測はできず、あくまで予測値であると考え。また、被害地区は、天草上島のほぼ 5 町(旧)に集中しているが、当然の如く、その各町、各地に同量の雨が降ったわけではない。)この集中豪雨での山津波により、姫戸町、龍ヶ岳町、松島町、倉岳町、栖本町(いずれも旧町名)などに被害が発生。123 人の死者・行方不明者のほか、道路や農地など大きな被害を受けた。

平成 11 年：台風 18 号による風水害

台風 18 号が天草下島付近から島原半島の南端を通過し、牛深市(現天草市)では最大瞬間風速 66.2m を記録するなど、暴風が猛威を振るった。

災害例からも大雨による洪水や土砂災害が甚大な被害をもたらしている。また、大きな災害までは繋がっていないが、高潮と大雨が重なると、大きな水災に繋がる可能性もある。上天草市については水災を中心とした災害対応を重視する必要があると考えられる。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、上天草市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1, 474
- ・小規模事業者数 1, 258

業種	商工業者数	小規模事業者数	小規模事業者比率	備考 (事業所の立地状況等)
農業、林業	6	6	100.0%	市内各地に点在
漁業	28	27	96.4%	沿岸部を中心に立地
鉱業、採石業、砂利採取業	3	3	100.0%	市内各地に点在
建設業	210	206	98.0%	市内各地に広く立地
製造業	113	100	88.4%	市内各地に広く立地
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0.0%	—
情報通信業	3	3	100.0%	市内各地に点在
運輸業、郵便業	125	118	94.4%	海運業は沿岸部を中心に立地
卸売業、小売業	415	332	80.0%	国道沿いを中心に広く立地
金融業、保険業	17	14	82.3%	国道沿いを中心に立地
不動産業、物品賃貸業	92	92	100.0%	市内各地に広く立地
学術研究、専門・技術サービス業	25	24	96.0%	市内各地に広く立地
宿泊業、飲食サービス業	163	106	65.0%	飲食業は大矢野町に集中して立地
生活関連サービス業、娯楽業	175	151	86.2%	市内各地に広く立地
教育・学習支援業	7	7	100.0%	市内各地に点在
医療、福祉	19	15	78.9%	市内各地に広く立地
複合サービス事業	0	0	0.0%	—

サービス業	24	21	87.5%	市内各地に広く立地
分類不能の産業	49	33	67.3%	市内各地に広く分散立地
合計	1,474	1,258	85.3%	

#### <経済構造特徴>

小規模事業者比率は複数の業種で100%に達し、全体で85.34%となっている。業種毎の構成比をみると”卸売業、小売業”が1/4超を占めており、4町に広く分布している。次いで”建設業”が多くなっており、構成比では全体の1割を超えている。

### (3) これまでの取組

#### 1) 上天草市の取組

- ・防災計画の策定 避難所の設定、連絡体制の構築、ハザードマップの作成と全戸に配布
- ・HP、市公式LINE、防災行政無線、テレビ等を通しての防災情報を提供
- ・上天草市緊急情報メールでの情報発信
- ・設置を希望する全戸に戸別受信機の設置
- ・防災備品の備蓄 市の危機管理防災課にて、非常食、水、消耗品等を備蓄
- ・防災訓練 各地区や学校にて防災訓練の実施
- ・応援協定 地方公共団体や企業等との災害時の応援協定を締結
- ・上天草市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

#### 2) 上天草市商工会の取組

- ・上天草市との間に『災害時の物資及び炊飯支援に関する協定』を締結
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・損害保険への加入促進

## II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取り組みについて、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足などの課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、市内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・市内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業者BCPの策定等の事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡体制を円滑に行うため、上天草市商工会と上天草市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また市内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### <事業者BCP策定の推進に関すること>

- ・事業継続力強化計画に関する啓発活動を年に1回、域内事業者全員に実施する。  
具体的には広報上天草にて情報発信する

< 定量目標 >

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	5	5	5	5	5

< 詳細 >

セミナー開催数：上天草市商工会又はその他経営支援機関主催で年に1回以上開催する。新型コロナウイルス感染症のリスクを考慮し、会場集合型とWeb参加型を事業所が選択できるように準備する。

BCP策定件数：商工会の経営指導員1名あたり1件を目標とする。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告を行う。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

上天草市商工会と上天草市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

- ・上天草市の地域防災計画等や国の示す感染症予防マニュアル及び業種別ガイドラインに基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時の応急対応等に取り組む。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP(即時に取り組む可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画作成

- ・上天草市商工会は令和3年6月、事業継続計画を策定（別添）。策定後、必要に応じて計画の更新を行う。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催する。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取り組み状況を確認する。
- ・上天草市と上天草市商工会で構成する上天草市事業継続力強化支援協議会(仮称)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・大雨等の災害が見込まれる場合及び地震、津波等の発災時において上天草市に災害対策本部が設置された時は上天草市商工会は下記の通り、上天草市との情報共有を図り状況の早期把握に務める。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、2時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」を利用して安否確認及び業務従事の可否、家屋被害や道路状況等のおおまかな被害状況を上天草市と上天草市商工会で共有する。
- ・当会において感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、上天草市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・上天草市と上天草市商工会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
 豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。  
 高潮の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。  
 地震の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報はない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、商工団体と上天草市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共有する
9週目以降	週に1回共有する

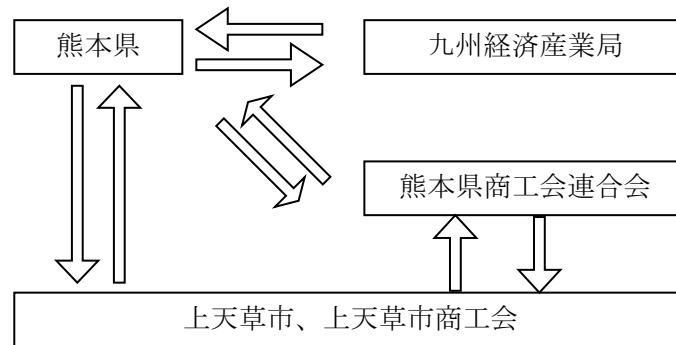
- ・上天草市で取りまとめた「上天草市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・上天草市と上天草市商工会は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・上天草市と上天草市商工会は共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会へ報告・共有する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、上天草市と上天草市商工会が共有した情報を熊本県の指定する方法にて上天草市又は上天草市商工会より熊本県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・上天草市商工会は、臨時に対応できる相談窓口の開設方法について上天草市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。上天草市商工会と上天草市で被害状況の情報収集を分担して行う場合、役割分担（担当地区、担当企業）を明確化しておく。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、熊本県、上天草市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、上天草市・上天草市商工会で集約し、熊本県と情報共有を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて上天草市・上天草市商工会で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

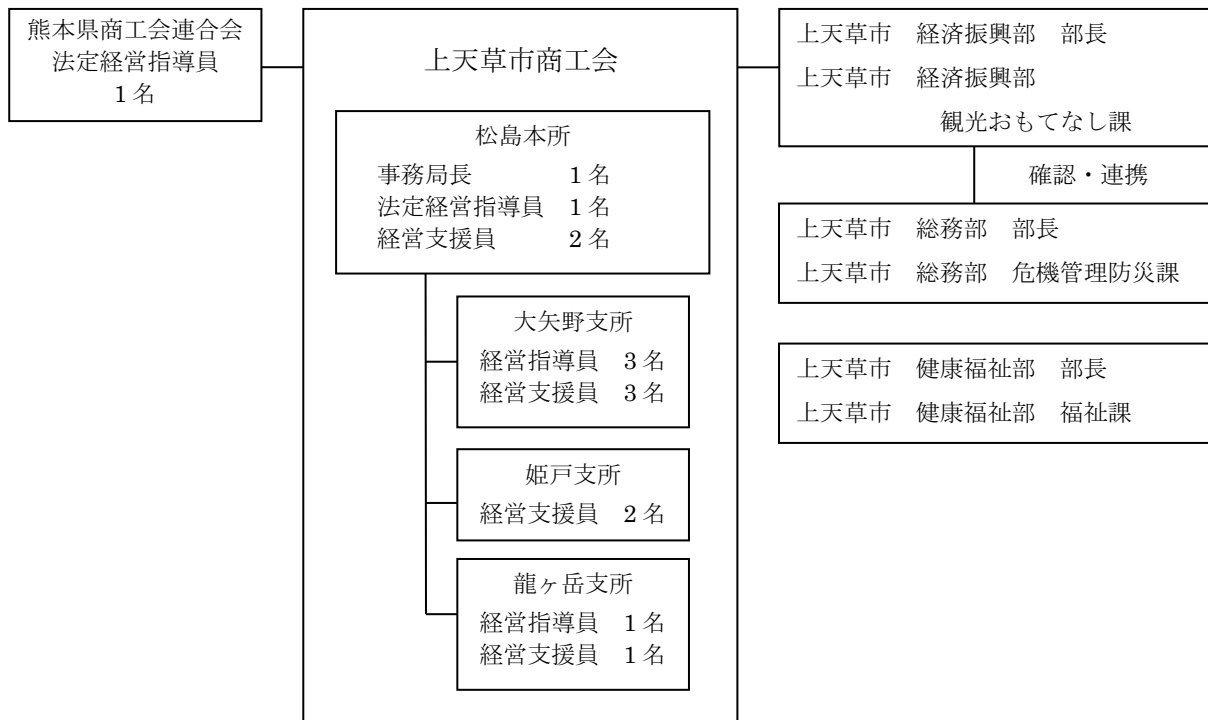
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 5 年 4 月 1 日)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名	連絡先
濱田 啓輔 (上天草市商工会)	後述 (3) ①参照
坂口 光一 (熊本県商工会連合会)	熊本県商工会連合会 特任支援課 〒860-0801 熊本市中央区安政町 3 番 1 3 号 熊本県商工会館 7 階 電 話 096-325-5161 F A X 096-325-7640

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

上天草市商工会

〒861-6102 熊本県上天草市松島町合津 4276 番地 825

電話：0969-56-0244      FAX：0969-56-1949

E-mail：kamiamakusashoko@honey.ocn.ne.jp

②関係市町村

上天草市 経済振興部 観光おもてなし課

〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上 1514 番地

電話：0964-56-1111      FAX：0964-56-5107

E-mail：sangyo@city.kamiamakusa.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
必要な資金の額	96	96	96	96	96
講師謝金	66	66	66	66	66
講師旅費	20	20	20	20	20
資料印刷費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等